明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九二）　一

〔告　示〕

○都県の境界にわたる市の境界変更の件（総務二九三）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委五〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同五一）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二三〇五～二三一五）　五

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通七三六、七三七）　五

○信号符字を点附した件（同七三八）　五

○信号符字を取り消した件（同七三九）　五

○船舶国籍証書を無効とした件（同七四〇）　五

○道路に関する件（近畿地方整備局一七一、一七二）　六

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（九州地方整備局一三九、一四〇）　六

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（京都府公安委一二七）　六

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（広島県公安委五〇）　六

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（山口県公安委三五）　七

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（鹿児島県公安委七六）　七

〔人事異動〕

財務省　農林水産省　特許庁　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

公聴会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林水産省）　八

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十五年五月）（実績）（内閣府）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

平成二十四年度衆議院共済組合の決算関係　二九

会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第九十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。